

○経済産業省告示第十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、令和二年一月二十日から施行する。

令和二年一月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 5 9 「略」</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づき派遣される国際緊急援助隊が国際緊急援助活動の用に供するために輸出する貨物であつて、当該援助活動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づき派遣される国際平和協力隊、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員及び自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）が国際平和協力業務の用に供するために輸出する貨物であつて、当該業務の終了後本邦に輸入すべきもの</p>	<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 5 9 「略」</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づき派遣される国際緊急援助隊が国際緊急援助活動の用に供するために輸出する貨物であつて、当該援助活動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づき派遣される国際平和協力隊、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員及び自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）が国際平和協力業務の用に供するために輸出する貨物であつて、当該業務の終了後本邦に輸入すべきもの</p>

の、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該停船検査又は回航検査の終了後本邦に輸入すべきもの、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処の用に供するために海上保安庁が輸出する貨物であつて当該海賊行為への対処の終了後本邦に輸入すべきもの若しくは同法に基づく自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて当該海賊対処行動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該

の、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該停船検査又は回航検査の終了後本邦に輸入すべきもの、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処の用に供するために海上保安庁が輸出する貨物であつて当該海賊行為への対処の終了後本邦に輸入すべきもの若しくは同法に基づく自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて当該海賊対処行動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該

活動の終了後本邦に輸入すべきもの、自衛隊法第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの、同法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該輸送の終了後本邦に輸入すべきもの又は令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの

2  
2  
7 「略」

活動の終了後本邦に輸入すべきもの、自衛隊法第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの又は同法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該輸送の終了後本邦に輸入すべきもの

2  
2  
7 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。